

白鷹町過疎地域自立促進計画(中間報告)の概要

はじめに

今年4月に施行となりました改正過疎地域自立促進特別措置法に基づき、今年度新たに白鷹町過疎地域自立促進計画を策定します。この計画は、産業や医療、教育などの施策に取り組み、過疎からの脱却、そして自立を目指すためのものです。

また、この計画の策定により、財政負担が少なく有利な財源である地方債「過疎債」を引き続き発行することができます。これまで、「過疎債」を活用して、道路や学校、保育園などの町の施設を整備してきましたが、特に今回の法改正では、建物整備などのハード事業だけでなく、子育て支援や人材育成などのソフト事業にも過疎地域自立促進特別事業として「過疎債」が活用できるようになりました。

このように、町の施策展開に欠かせない計画の中間報告がまとまりましたので、その概要をお知らせいたします。各地区公民館や町ホームページなどで全文を公開しておりますのでご覧ください。

今後、皆さんのご意見などを受け、町の振興審議会、そして議会に諮り決定することになります。

1. 基本的な事項

(1) 白鷹町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

イ 白鷹町における過疎の状況

◆旧過疎振興法等に基づくものを含めたこれまでの対策

<過去4度の指定>

昭和45年	過疎地域対策緊急措置法
昭和55年	過疎地域振興特別措置法
平成2年	過疎地域活性化特別措置法
平成12年	過疎地域自立促進特別措置法

成果

- ・交通通信体系の整備
- ・教育施設及び体育施設の整備
- ・生活環境施設及び福祉施設等の整備
- ・医療の確保
- ・産業の振興
- ・集落の整備 など

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

イ 産業構造 ◆産業別就業人口の推移 ◆各産業別の現況と今後の動向…農業、林業、工業、商業、観光

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況 イ 財政の状況 ウ 主要公共施設整備水準の現況

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 自立促進の基本的な考え方 ◆「白鷹町町民憲章」の精神をまちづくりの目標として白鷹町の発展を目指します。

イ まちの将来像

～第5次白鷹町基本構想に掲げる将来像～

『笑顔かがやき 心かよう 美しいまち』

- ◆白鷹町に「住んで良かった」、「ずっと住み続けたい」という郷土を愛する心を持ち続けられるよう、活力に満ち、みんなが健康で、笑顔でくらせるまちを目指します。
- ◆計画の最終年度である平成27年度の人口と世帯の見通しを人口1万4,500人、世帯4,400世帯とします。

ウ 基本的な施策

主要施策

第5次白鷹町基本計画の体系(章・節・項)

施策の推進

まちの
将来像の実現

過疎地域からの
脱却そして自立

エ 過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)

の活用による重点プロジェクトの展開

第5次白鷹町基本計画に掲げる
6つの重点プロジェクト

プロジェクト
の推進

過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)の活用
《今回の法改正により新たに創設された制度》

(5) 計画期間

過疎地域自立促進計画の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6カ年間とします。